



# 古賀市景観計画

概要版

*KOGA-City Landscape planning*



平成31年 3月  
古賀市



# 序章 景観まちづくりの考え方

## (1) 景観計画策定の背景と目的

古賀市の景観は、大都市のベッドタウンとしての低層住宅地や食品加工団地を中心とした工業団地など、交通の利便性が高いことにより形成された都市景観がある一方、白砂青松が連なる海辺や犬鳴山地・岳越山・鹿部山など、大都市近郊にありながら豊かな自然が残っていることも大きな特徴となっています。

市では、このような古賀固有の景観を守り活かすため、平成23年に「美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」を策定し、地域に愛着を持ち誇りうる景観まちづくりに取り組んできましたが、この取り組みをさらに発展させるため、市は、平成28年7月1日に景観行政団体となり、景観法第8条に定める景観計画の策定をめざすこととしました。

この古賀市景観計画は、「美しいまちづくりプラン」の理念を引き継ぎ、古賀らしい良好な景観形成をさらに推進していくために定めたものです。

### 【目的】

- ① 古賀市がめざす景観像や景観まちづくりの目標を明らかにし、共有すること。
- ② 市民・事業者・行政の共働による景観まちづくりの推進方策について定めること。
- ③ 地域の景観の調和を保つため、一定の強制力を持ったルールを定めること。

## (2) 古賀市の景観特性

古賀市の景観は、次の3種類の景観が混ざり合って形成され、美しさを醸し出しています。

### ●くらし・まちの景観

人々の日常生活のフィールドとなる住宅地や商店街を主とした都会的な景観です。



### ●歴史・文化の景観

寺社仏閣や史跡・公園などがあり、昔ながらの人々の営みを感じさせるのどかな景観です。



### ●自然の景観

海や山などありのままの自然や田園などの緑豊かな景観です。

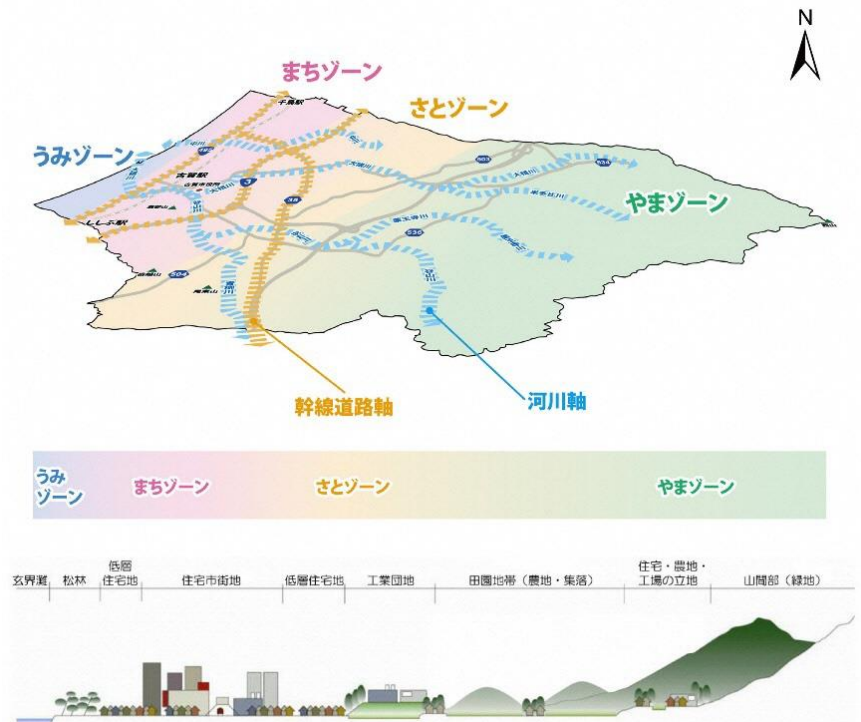


# 第1章 景観計画の区域

## (1) 景観計画の区域・ゾーニング

古賀市の景観計画の区域は市全域とし、景観特性に基づき類似の景観を有するまとまりのある地域として、「うみゾーン」「まちゾーン」「さとゾーン」「やまゾーン」の4つのゾーンと、市内でも特に多くの市民や来訪者の目に触れやすい場所である「幹線道路軸」「河川軸」の2つの軸を設定します。

図 景観構造図



# 第2章 良好な景観の形成に関する方針

## (1) 景観計画の目標

うみ・まち・さと・やまの魅力と <sup>いにしえ</sup>古からの歴史・文化を紡ぎ  
愛着と誇りの持てる 花と緑の景観まちづくり

古賀市では、四季折々移ろいゆく花々や、海、山、川などの豊かな自然の恩恵を受けながら、それぞれの時代の人々の営みによって、住宅地や田園風景、地域の伝統行事など、古賀固有の魅力ある景観が作られてきました。

この景観を守り、創り、生かし、育てるとともに、次世代に継承していくよう取り組んでいくことが必要です。また、新しいものをつくるときは、長い時間をかけて作られてきた古賀の風土に配慮し、現在ある景観との調和を図ることで、古賀らしい景観を育てていきます。

## (2) 景観形成方針

古賀市の景観特性に基づき区分した4つのゾーンと2つの軸について、それぞれ景観形成方針を設定します。

また、より具体性を持って景観まちづくりに取り組んでいくために、景観形成方針に基づき、ゾーンと軸ごとにめざす景観像を明らかにします。

### (3) ゾーン別の景観形成方針

#### 【うみゾーン】

##### 古賀海岸と松林の美しく豊かな自然景観の保全に努める

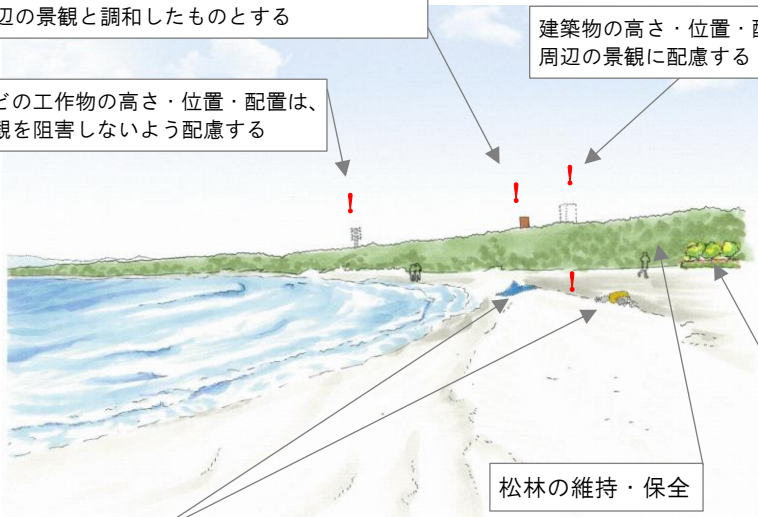
海を中心として自然の景観が多く残されています。古賀海岸と松林による、白砂青松の景観が広がっており、中川の河口近くには夕陽の沈む時間と方向が分かる「夕陽風景時計」が設置されています。また、海岸からは玄界灘を見渡すことができ、壮大な眺望が開けています。



屋外広告物は、必要最小限の大きさにするとともに、色彩は周辺の景観と調和したものとする

電波塔などの工作物の高さ・位置・配置は、周辺の景観を阻害しないよう配慮する

建築物の高さ・位置・配置は、周辺の景観に配慮する



松林の維持・保全

清掃により良好な景観の維持・保全に努める

ハマボウ・ハマユウ等の希少種の保全  
フットパスを中心とした草花による積極的な緑化の推進

#### 海 辺

#### 【まちゾーン】

##### 身近な自然環境と調和した良好で魅力的な住環境の形成に努める

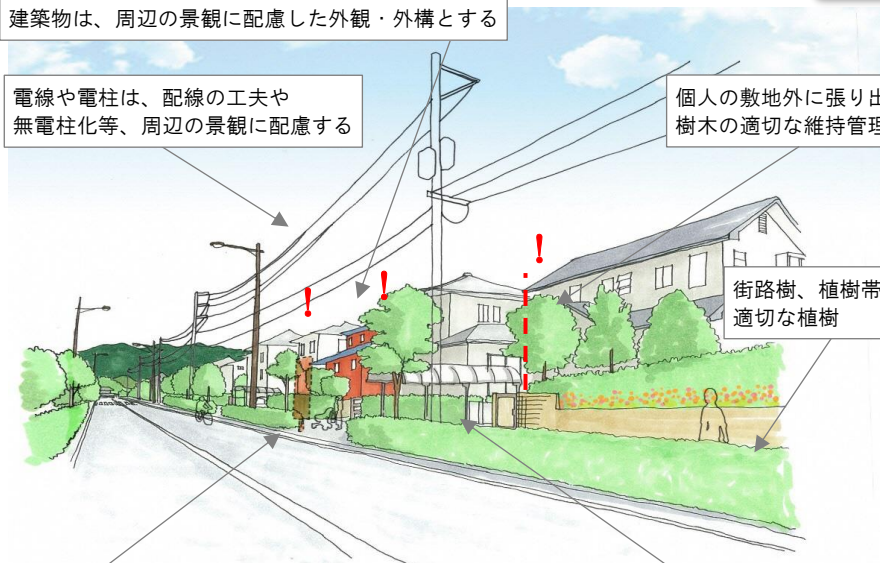
市の景観の特徴となっている低層住宅地や商業地、工業地といった、くらし・まちの景観が多くみられます。まとまった住宅地が点在しており、その中では緑あふれる公園が見られます。また、地区内では、庭先の花植えや緑化活動が積極的に行われることによって、緑豊かな景観が形成されています。



建築物は、周辺の景観に配慮した外観・外構とする

電線や電柱は、配線の工夫や無電柱化等、周辺の景観に配慮する

個人の敷地外に張り出した樹木の適切な維持管理



街路樹、植樹帯の適切な植樹

屋外広告物は、必要最小限の大きさにするとともに、色彩は周辺の景観と調和したものとする

ベランダや敷地周りの緑化の推進

#### 住宅地

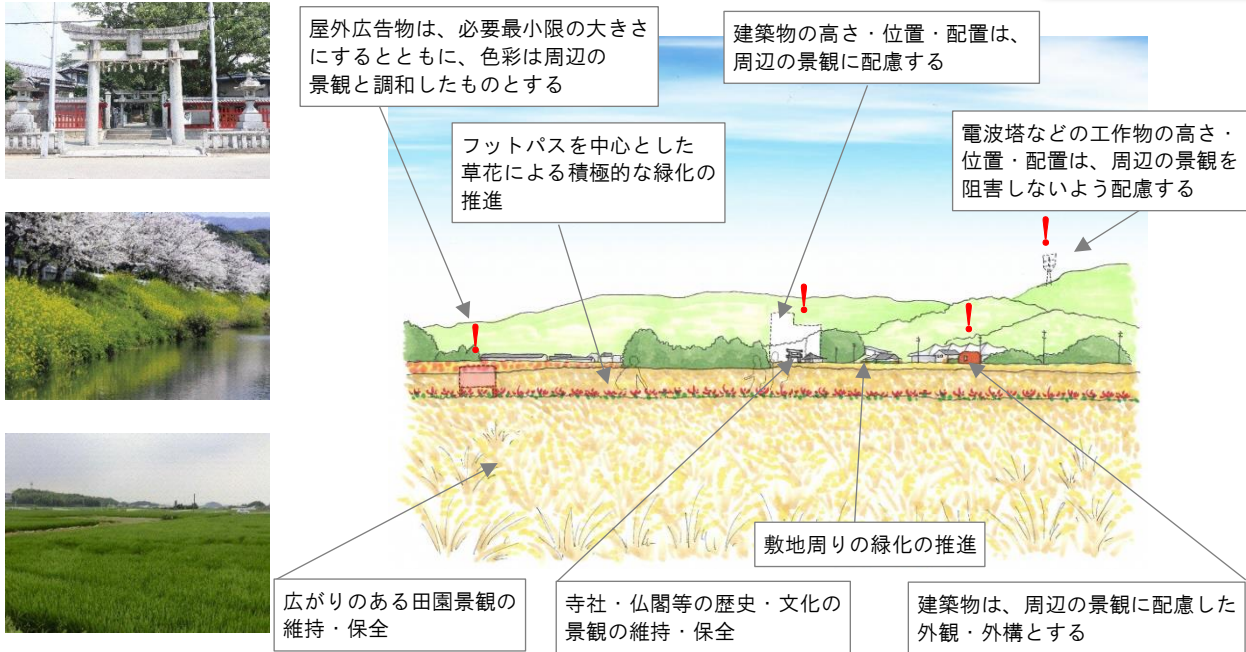


【さとゾーン】

里山・田園景観や歴史・文化の景観を守り継承するよう努める

さまざまな景観特性が入り混じった地域であり、里山や田園・農村集落のほかにも五所八幡宮等の歴史・文化の景観も数多く見ることができます。山裾まで広大な田園風景が広がり、背後にそびえる山々と相まって、四季折々の自然豊かな景観を感じることができます。筵内地区では、春に地元の方々によって整備された広大な菜の花畑を見ることができます。

里山・田園地帯

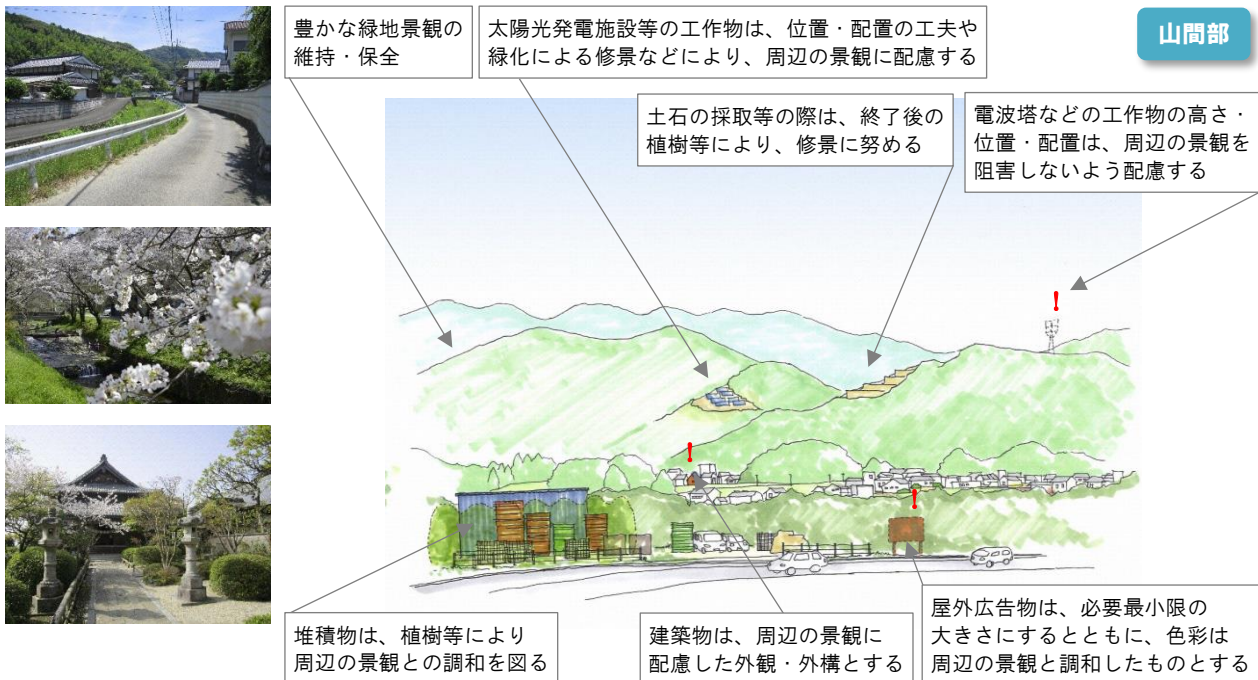


【やまゾーン】

山間部の緑地景観の維持・保全に努める

市の東側に広がる山々に囲まれているため、自然の景観が多く見られ、季節ごとの花や紅葉を見ることができます。天降神社や清瀧寺など、古賀の歴史を感じさせる景観も点在しています。

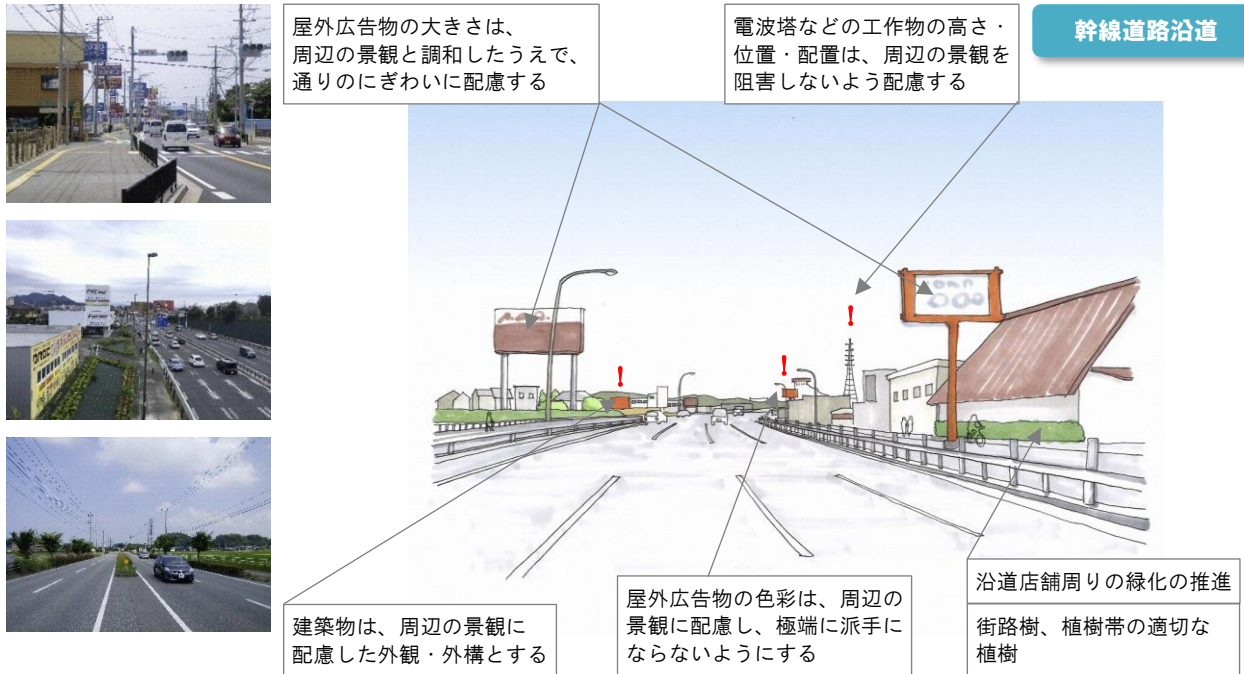
山間部



## 【幹線道路軸】

### 沿道の周辺の景観との調和に努める

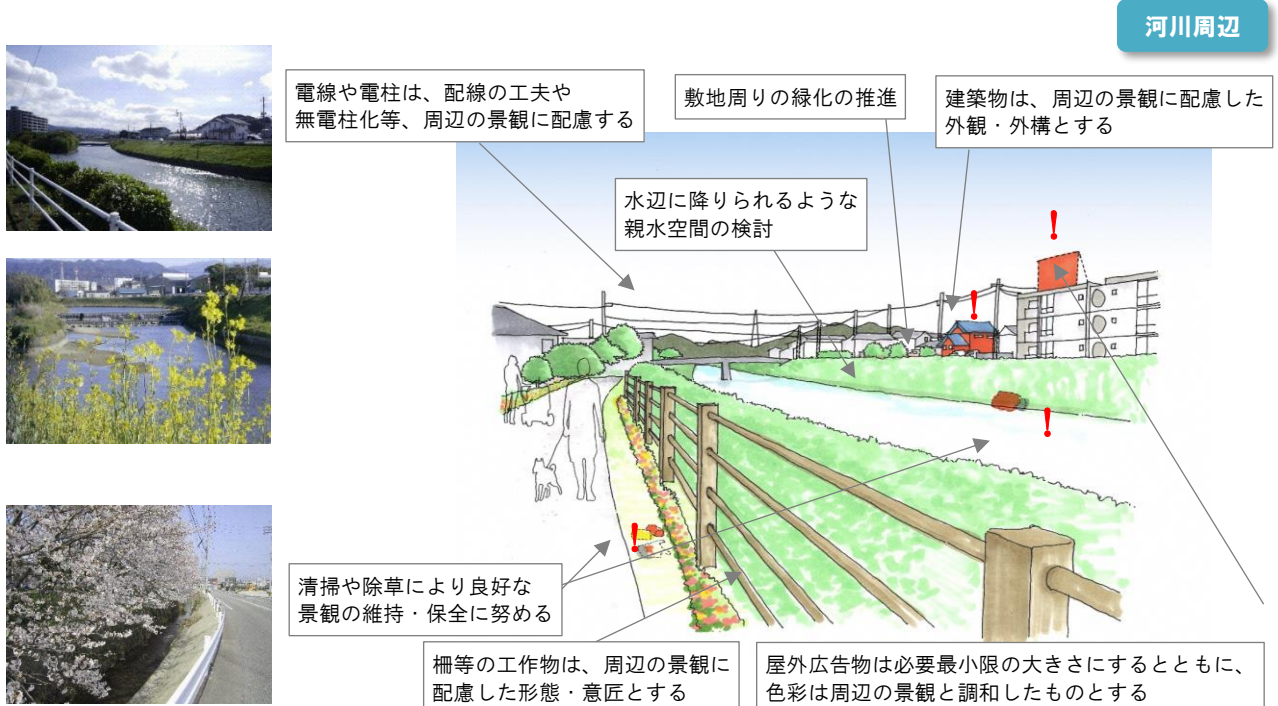
市の主要な道路軸となる国道3号、国道495号、県道筑紫野古賀線沿道では、生活利用だけでなく、通過交通による自動車交通量も多いことから、沿道にはロードサイドショップが連立し、派手な色彩の店舗や、大規模な広告物が見られます。



## 【河川軸】

### 生活に密着した豊かな河川空間の醸成に努める

市内を流れる河川軸である大根川・中川の2つの水系は古賀市内を横断しているため、豊かな水辺景観とともに、市街地部～田園・里山～その先に広がる山林へと移り変わる、変化に富んだ特有の景観を見ることができます。川沿いでは桜やほたるなどの四季折々の自然を楽しむことができます。





## 第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

### (1) 届出対象行為

大規模な建築行為や開発行為等は、周囲の景観に与える影響の程度が大きいため、一定規模以上の行為について、景観法に基づく届出制度の対象となります。

#### ●届出が必要な行為

行為の種類		行為の規模
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (法第16条第1項第1号)	高さが12mを超えるもの、又は延べ面積が500㎡(主要幹線道路沿線にあっては200㎡)を超えるもの
工作物	塔状工作物	高さ(建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さ)が15mを超えるもの ※電柱を除く
	壁状工作物	高さが2mを超えるもの
	横断工作物	水門、堰：幅が2mを超えるもの 上記以外：高さが5mを超え、かつ、延長が50mを超えるもの
	その他工作物	高さが15mを超えるもの、又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
開発行為	主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更(法第16条第1項第3号)	開発区域面積が1,000㎡を超えるもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (法第16条第1項第4号)	当該行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの ※採石法による岩石の採取計画の認可に当たり、福岡県に岩石採取場の採取跡地の整備に係る計画書を提出している場合を除く
	業として行う屋外における廃棄物、再生資源又は再生部品の堆積 (法第16条第1項第4号)	全ての規模

※増築等にあつては、当該行為後の建築物又は工作物の規模とします。

※主要幹線道路沿線とは、国道3号、国道495号、県道筑紫野古賀線の路端から20m以内の区域とします。

※この表に該当していても、届出の対象外となる行為もあります。

#### ●工作物の定義

工作物の区分	工作物の対象物
塔状工作物	風車、物見塔、煙突、柱、高架水槽、鉄塔、屋外照明、彫像、記念碑、記念塔、装飾塔、その他これらに類するもの
壁状工作物	擁壁、柵、塀、ガードレール、その他これらに類するもの
横断工作物	高架道路、横断歩道橋、跨線橋、橋りょう、水門・堰その他これらに類するもの
その他工作物	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、立体駐車場、立体駐輪場、地上に設置された太陽光発電施設、その他これらに類するもの 塔状工作物、壁状工作物、横断工作物のいずれにも該当しないもの

※建築物に該当するものを除きます。

## (2) 景観形成基準

届出対象行為に該当する場合は、次の基準に適合する必要があります。

なお、届出対象行為に該当しない場合は、届出の必要はありませんが、基準に適合するよう努めてください。

### ●建築物

対象物	景観形成基準												
外観	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した全体的にまとまりある形態・意匠とし、連続性のある景観の創出に配慮する。</li> <li>・大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</li> </ul> <p>〈色彩〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の色彩は、色彩基準に基づくものとし、それ以外の色彩を使用する場合は、外壁各面の面積の1/5以下とする。</li> </ul> <p>【外壁の色彩基準】</p> <table border="1" data-bbox="432 835 1222 987"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5 R～Y R～5 Y</td> <td>8 以上</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>8 未満</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、Y R、Y の高明度低彩度色を推奨する。</li> <li>・屋根の色彩は、無彩色又は低明度・低彩度色を推奨する。</li> <li>・使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める。</li> <li>・周辺の景観と調和した色彩とするよう配慮する。</li> </ul> <p>※着色していない木材・レンガ・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料によって仕上げられている部分は、この限りでない。</p> <p>※都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域においては、市の景観審議会により、周辺の景観を大きく阻害しないと認められた場合は、色彩基準の範囲を超えた色彩とすることができる。</p>	色相	明度	彩度	5 R～Y R～5 Y	8 以上	2 以下	8 未満	6 以下	上記以外	—	2 以下
色相	明度	彩度											
5 R～Y R～5 Y	8 以上	2 以下											
	8 未満	6 以下											
上記以外	—	2 以下											
外構		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、樹木や草花等によりできる限り緑化に努める。なお、緑化に当たっては、道路の安全性、視認性に支障が生じないよう留意する。</li> <li>・建築設備は、道路から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は、道路から見えないように覆い等で隠すか、建築物本体の色彩基準に基づき修景する。</li> <li>・塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより、周辺の景観との調和やまちなみの連続性に配慮するとともに、景観の向上に資するよう努める。</li> </ul>											
位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観や周囲のまちなみと調和した位置・配置とするよう努める。</li> </ul>											



## ●工作物

対象物	景観形成基準	
塔状工作物・ 壁状工作物・ 横断工作物・ その他工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態・意匠とする。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、建築物の外壁の色彩基準に準じて、高明度、高彩度の色彩は避ける。</li> </ul> ※やむを得ない場合は、目立たないように修景に努める。
	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観や周囲のまちなみと調和した位置・配置とするよう努める。</li> </ul> ※やむを得ない場合は、目立たないように修景に努める。

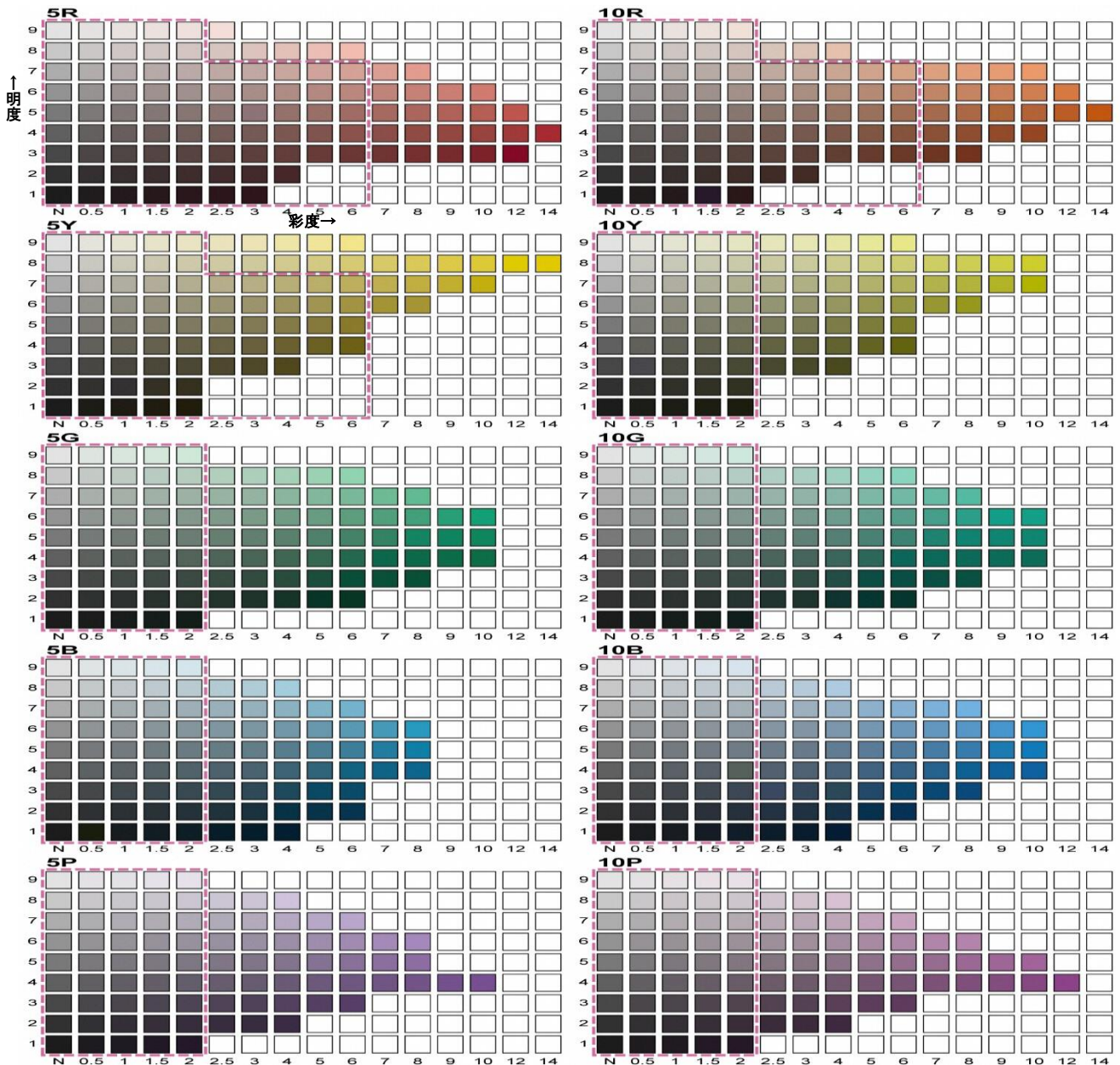
## ●開発行為等

対象行為	景観形成基準
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の伐採は必要最小限にとどめるよう配慮する。</li> <li>・擁壁を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。</li> </ul>
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形状を変更する土地の範囲は必要最小限とする。</li> <li>・樹木の伐採は必要最小限にとどめるよう配慮する。</li> </ul> ※当初の目的を終えた箇所については、既存の樹木や新たな緑化等によって修景に努める。
業として行う屋外における 廃棄物、再生資源又は 再生部品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積物が道路から見えないように壁や植栽で遮蔽をするなどの工夫を行う。</li> <li>・遮蔽壁等を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。</li> </ul>

※以下のような場合については、市の景観審議会の意見を聴いた上で、景観形成基準を適用しないことができる。

- ・寺社や歴史的建造物など、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- ・公共あるいは公共性が高く、機能上、景観形成基準の適用が困難であるもの

● 景観計画における壁面の色彩基準



参考：「マンセル表色系」について

この計画では、日本工業規格（JIS）に定める色の表示方法である、「マンセル表色系」を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。

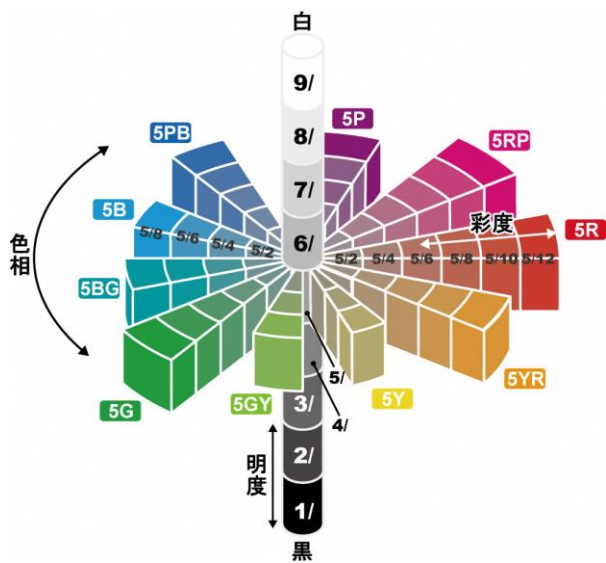
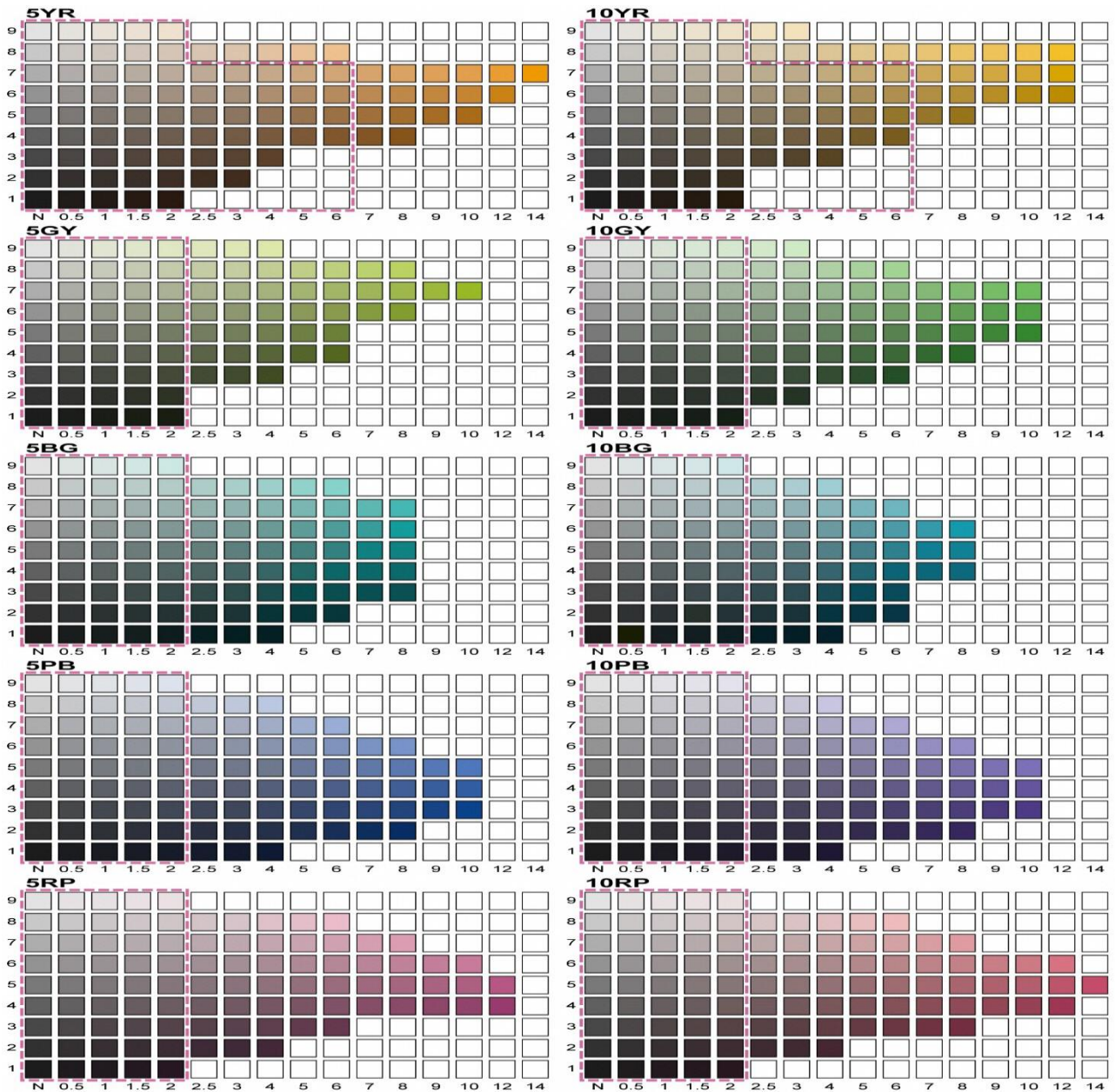
「マンセル表色系」とは、ひとつの色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせによって表現したものです。

なお、N（無彩色）とは、彩度が0の、白と黒との混合で得られる色（白と黒自体も含む）の総称を指します。

▼色の3属性

①色相	基本は赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）と、中間の5色、黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせる
②明度	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる
③彩度	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる





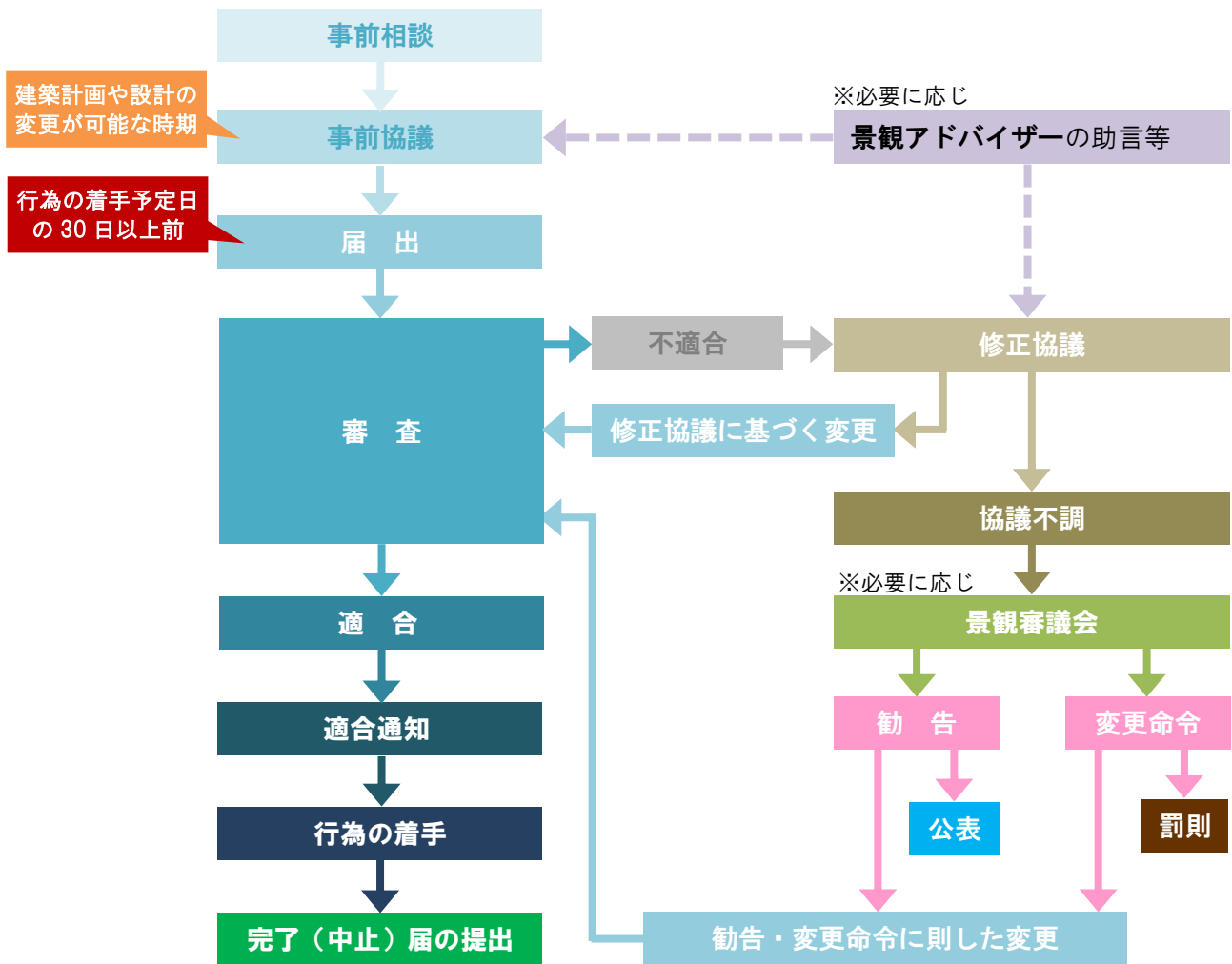
### マンセル値の読み方

5 R 4 / 12 (5アール4の12と読む)

①色相 ②明度 ③彩度

▲マンセル表色系のイメージ

●行為の届出に係る手続きの流れ



- ・建築物等の計画について、景観形成基準に照らして、対話型の協議を行います。
- ・景観法に基づき、次の罰則が適用されます。
  - 30万円以下の罰金…届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、行為の着手制限期日を守らず着手した場合等
  - 50万円以下の罰金…変更命令に従わない場合等
  - 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金…原状回復命令に従わない場合等

### (3) 景観重点区域

景観重点区域とは、景観計画区域の中で、個別のより詳細な景観についてのルールを定める区域のことです。

地域住民が主体となって魅力的な景観形成に取り組んでいる区域や歴史的な価値のある区域、低層住宅の立ち並ぶ生活密着型の区域、一団の土地において今後開発が行われる区域などについて、景観重点区域に指定し、市全域とは別にそれぞれの区域の周辺景観に配慮した個別のルールを定めることができます。

- (例1) これから開発が行われる区域において、統一感のあるまちなみとするために、市全域と比較して、より小規模な建築物についても届出対象行為とするように設定
- (例2) 既存住宅地において、落ち着いた景観を維持するため、住宅の壁面の色彩をより細やかに設定
- (例3) 歴史的な景観を有する区域において、その雰囲気을阻害しないよう、塀を設ける際は自然素材を使用するように設定



## 第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

建造物や樹木は、古賀らしい個性的で魅力的な景観まちづくりを推進する上で、重要な役割を果たすものです。これらのうち特に重要なものについては、景観重要建造物または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

### (1) 景観重要建造物の指定の方針

#### 【景観重要建造物の指定基準】

①と②のいずれにも該当するもので、③から⑥のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができるもの
- ② 老朽化、改造が著しくなく、原型をよく留めているもの又は修復が可能なもの
- ③ 建築物等として美観が優れているもの
- ④ 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与しているもの
- ⑤ 歴史的又は文化的に価値が高いと認められるもの
- ⑥ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていききたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われているもの

※文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については指定できません。

### (2) 景観重要樹木の指定の方針

#### 【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、次のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高など美観が優れているもの
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与しているもの
- ③ 歴史的又は文化的に価値が高いと認められるもの
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていききたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われているもの

※文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については指定できません。

## 第5章 景観重要公共施設の整備に関する方針

道路や河川などの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人々が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して大きな影響を与えます。

このため、次の方針に基づき、景観重要公共施設に指定し、施設管理者の協力を得ながら、良好な景観形成を推進することとします。

### 【景観重要公共施設の指定基準】

公共施設の中で、次のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 市の景観の骨格を形成するもの
- ② 市民にとって特別な意味があるもの又は親しまれているもの
- ③ 地域にとってシンボルとなるもの又はそれに深く関連するもの

### (1) 景観重要道路

番号	名称	対象区間
1	国道3号	市内の全区間
2	国道495号	市内の全区間
3	県道 筑紫野古賀線	市内の全区間
4	県道 古賀停車場線	全区間
5	千鳥・栗原線	全区間
6	古賀駅・前田線	全区間
7	鬼王線	全区間
8	町川原71号線	全区間

#### 【整備に関する事項】

- ① 道路は、地域ごとの景観特性に配慮した形態意匠とすることとし、連続性のある区間では、同一の規格・仕様となるよう努める。
- ② 標識柱、照明柱、信号柱、分電盤等は、移動する車窓からの田園景観や自然景観への眺望を妨げることのないよう、煩雑にならないように配置し、可能な限り集約するよう努める。

### (2) 景観重要河川

番号	名称	対象区間
1	大根川水系（大根川、谷山川、青柳川、薬王寺川、米多比川）	大根川流域
2	中川水系（中川）	中川流域

#### 【整備に関する事項】

- ① 動植物が生息可能な河川環境の保全に努める。
- ② 構造物は、周囲の自然環境等との調和に配慮した形態意匠とし、水辺への近づきやすさや親水に配慮する。



## 第6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

屋外広告物は、店舗や道路沿いなど私たちの身近なところで日常的に目にするものであり、まちの景観を構成する重要な要素と言えます。まちのにぎわいの創出にも寄与する一方で、その規模や色彩に統一感がない広告物が無秩序に設置されれば、まちの良好な景観を阻害することにもなります。

このため、屋外広告物の表示について適切に誘導することにより、良好な景観形成に向けて取り組むこととします。

なお、具体的な基準等については、次の指針を踏まえ、この計画に即して制定する古賀市屋外広告物条例や規則で定めることとします。

### 【屋外広告物に関する景観誘導指針】

- (1) 面積、高さ、数量は、必要最小限とする。
- (2) 集約化に努める。
- (3) 形状や色彩は、自然や建築物等の周辺環境との調和に努める。
- (4) ネオン、点滅、動光又は動画を伴うものは設置しないよう努める。
- (5) 眺望を阻害しないよう努める。

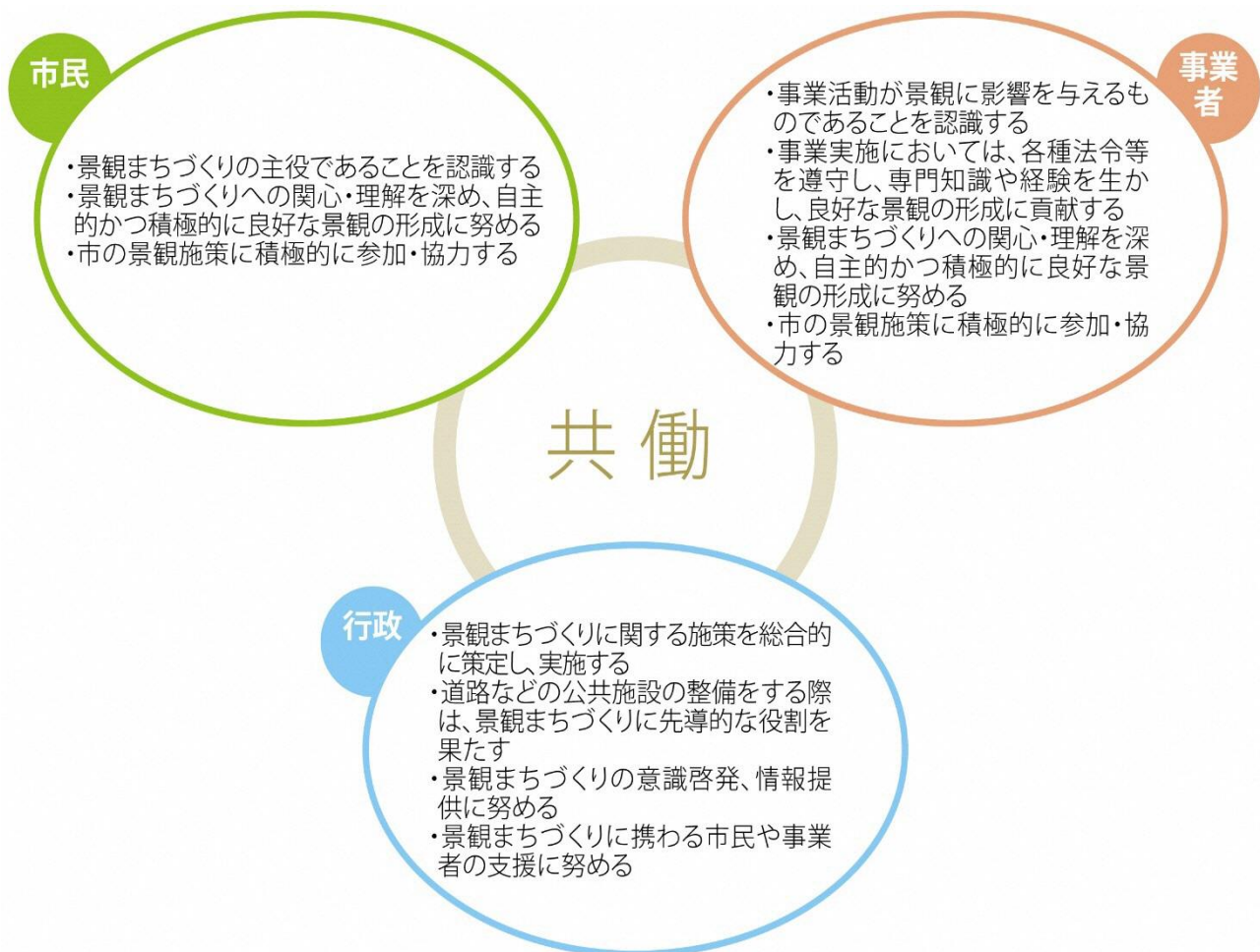
### ○屋外広告物の表示等の基準等に関する考え方

地域区分	考え方	主な用途地域等
良好な住環境を保全し、又は自然環境との調和を図る地域	落ち着いたある景観を形成するために、過剰な屋外広告物の表示を抑制する	・住居系用途地域 ・市街化調整区域 ・特定用途制限地域 (田園居住地区)
商業系又は工業系の施設等が多く立地する地域	ある程度の屋外広告需要を踏まえつつ、まちなみの景観を向上させるために、屋外広告物の形状、面積等について適切な規制を行う	・商業系用途地域 ・工業系用途地域 ・特定用途制限地域 (筑紫野古賀線沿線地区)

## 第7章 共働による景観まちづくりの推進

### (1) 市民、事業者、行政の役割

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むとともに、お互いがそれぞれの立場や特性を理解し、尊重しながら、協力・連携して取り組むことで、共働による景観まちづくりを推進します。





## (2) 推進方策

市民・事業者・行政の3者が、それぞれの立場に応じた景観まちづくりに主体的に取り組むとともに、相互に補完しあったり、連携したりすることにより、効果的に景観まちづくりを推進することを目指します。

### ①市民・事業者ができる景観まちづくり

#### ●自らが管理する場所の適正管理・緑化

個人宅や自社所有地等の個人や事業者の所有物については、現在空き家・空き地となっているものも含めて、所有者が責任を持って管理し、清掃や草刈等による適正な維持管理を行なうことで、地域の景観を乱さないようにすることが望まれます。

また、個人宅の庭先や事業所・店舗の周りの緑化を行ったり、敷地内に資材を置く場合は周囲から見えないように工夫したりすることで、地域の良好な景観形成に寄与することができます。

#### ●ボランティア活動・社会貢献活動等による取り組み

道路や公園、海岸等の公共空間の清掃活動や緑化活動、路上等違反広告物の撤去活動などの景観まちづくりに資する活動については、現在も、自治会やボランティア団体などの市民活動団体や事業者等によって積極的に取り組まれています。

このような活動は、市の良好な景観形成において大きな役割を担うものであり、今後も継続され、活性化していくことが望まれます。

また、市が実施する景観まちづくりに関連する施策に積極的に参加・協力することで、景観まちづくりへの理解を深めたり、景観まちづくりに貢献することができます。

事業者にあつては、直接清掃活動等を実施するだけでなく、専門知識を活かした啓発事業を行ったり市民活動団体が行う活動を支援したりする方法で、景観まちづくりを行うこともできます。

#### ●法令の遵守

建築物の建築等の行為を行う際に、本計画で定める届出対象行為にあたる場合は、遅滞なく市に届出を行い、景観形成基準を遵守する必要があります。また、屋外広告物を掲出する際は、屋外広告物条例で定める基準を遵守した内容で、市に申請を行い、掲出の許可を得る必要があります。

また、これらの届出や申請の対象ではない行為を行う場合においても、景観形成基準や屋外広告物に関する景観誘導指針に適合するよう努めることで、良好な景観形成の推進に寄与することができます。



## ●地域による協定

地域で協定を締結することによって、その区域内に限定した様々な景観まちづくりのルールを作ることができます。景観法に基づくものとしては、景観法第 81 条に規定する「景観協定」があります。

このような協定を締結することにより、地域の良好な景観を保全したり、個性的なルールづくりによって、地域の個性を創出したりすることができます。

例) 住宅の外壁の色を規定する、コンクリートブロックではなく生垣を設置する、夜間の過度なライトアップを制限する等



## ●地域住民等による景観計画の提案制度

地域特性に応じた景観形成を推進するため、景観法第 11 条に規定された住民等による景観計画の提案制度を活用し、一団の区域における景観形成基準等について、景観計画に定めるよう市に提案することができます。(提案を受けた場合は、市は、計画の変更について検討し、判断を行います。)

## ●情報発信

古賀市の魅力的な景観や、景観まちづくりに関する取り組みやイベント等について積極的に情報発信することで、景観まちづくりへの関心や機運を高めるとともに、景観まちづくりに取り組むきっかけをつくるすることができます。

## ②行政による取り組み

### ●景観に配慮した公共施設の整備と適切な維持管理

市で整備する公共施設については、その施設の位置するゾーンや軸の景観形成方針・景観形成基準を遵守し、先導的に良好な景観形成を図っていきます。

道路・河川および大規模な公園等の公共施設は、地域の景観を乱さないように適正に維持管理をします。また、県や国の管理する公共施設においても、適正な維持管理が行われるよう、随時草刈り等の依頼を行います。

### ●空き家・空き地バンクの運用

未利用の空き家や空き地は、その所有者が定期的に維持管理することが困難な場合があり、結果として雑草の繁茂など、地域の景観に悪影響を与えることがあります。市では、空き家・空き地バンクを運用し、未利用の空き家・空き地の利活用を図ることで、良好な景観の維持を図ります。

### ●啓発・顕彰

景観まちづくりへの機運や関心を高め、景観まちづくり活動を活性化させるため、市が行う景観まちづくりの取り組みについて説明する出前講座や景観に関するセミナー等の啓発事業を実施するとともに、景観まちづくりに関する表彰制度を創設します。

## ●情報発信

景観まちづくり活動団体の活動や、市の景観関連事業について市ホームページ等により紹介し、市民や事業者が景観まちづくりへ参加するためのきっかけをつくります。

## ●市民や事業者が行う景観まちづくりへの支援

市民や事業者が行う景観まちづくりに対し、情報提供や、地域での協定の締結や景観計画の提案制度の活用にあたって、専門家を派遣する等の支援を行います。

## ●新たな制度への対応や研究

住民主体のまちづくりを推進するために近年新たに法整備された制度には、景観まちづくりにも活用できるものがあります。共働による景観まちづくり推進に向け、このような制度の活用についても研究します。

例)

### ○都市計画協力団体制度（都市計画法）

地域住民によるまちづくり協議会等、市長から都市計画協力団体として指定を受けた団体が、良好な住環境を維持するための地区計画など、身の回りの都市計画の提案をすることができる制度です。

### ○市民緑地認定制度（都市緑地法）

住民団体や事業者等が、市長の認定を受けた設置管理計画に基づき、土地所有者の協力のもと、空き地等を公園的な空間に整備・利活用する制度です。

### ○地域再生エリアマネジメント負担金制度（地域再生法）

3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する制度です。







# 古賀市景観計画

## 概要版

古賀市 建設産業部 都市計画課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1

TEL : 092-942-1119

E-mail : [kaihatsu@city.koga.fukuoka.jp](mailto:kaihatsu@city.koga.fukuoka.jp)